



2015年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第176期定時株主総会におけるご報告事項の内容等についてのお知らせ

当社は、5月29日付「定時株主総会の開催等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、6月25日に第176期定時株主総会を開催いたします。本株主総会においては、会社が提案する議案である取締役選任議案及び個人株主(1名)から提案された株主提案議案7議案をお諮りするとともに、現在調査が継続しております第三者委員会に対して当社が調査を委嘱しております4つの会計処理(①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理)の概要やこれまでの経緯等について、最大限可能な範囲でわかりやすく、図表等も用い、下記のとおりご報告することを予定しておりますので、お知らせいたします。

今回の会計処理の問題により、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 定時株主総会における決議事項

(1) 会社提案

第1号議案 取締役16名選任の件

取締役全員(16名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、別紙1に記載の16名の選任を株主総会にお諮りします。第三者委員会の調査終了後、臨時株主総会を開催し、取締役選任案をご提案いたしますので、それまで現行の体制のままとさせていただくものです。したがって、再任される取締役

全員（16名）の任期は、当社定款第20条にかかわらず、本総会の終結後1年以内に開催される当社の最初の臨時株主総会の終結の時までとさせていただきます。詳細は、「第176期定時株主総会招集ご通知

http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsml76_conv.pdf」をご参照願います。

(2) 株主提案

以下の第2号議案から第8号議案までの議案は、20年以上前に発生し解決済みの個別事案に関連する議案を含む多数の株主提案を8年連続で行っている個人株主（1名）から提案されたものです。

提案株主からは、本総会についても13議案の提案がありました。そのうち法律上の要件を満たさないことが明確な6議案を除外して残り7議案をお諮りするものです。取締役会としては、いずれの株主提案にも反対いたします。詳細は、「第176期定時株主総会招集ご通知 (http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/pdf/tsml76_conv.pdf)」をご参照願います。

第2号議案	株主総会における議決権行使に関する定款変更の件
第3号議案	資産の有効利用に関する定款変更の件
第4号議案	自社株買いに関する定款変更の件
第5号議案	取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件
第6号議案	原子力事業の見直しに関する定款変更の件
第7号議案	省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
第8号議案	非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

2. 定時株主総会における報告事項

(1) 報告事項 会計処理の適切性に関する調査等の件

当社は、2015年4月3日に社外の専門家を含む特別調査委員会を設置し、一部インフラ関連の工事進行基準に係る会計処理について、調査を実施いたしました。その結果、社内カンパニーである電力システム社、社会インフラシステム社、コミュニティ・ソリューション社の一部インフラ関連の工事進行基準案件において、工事原価総額が過少に見積もられ、工事損失が適時に計上されていない等の不適切な会計処理が判明いたしました。また、工事進行基準案件以外でも、損失引当計上の時期及び金額の妥当性、経費計上時期の妥当性、在庫の評価の妥当性等につき更なる調査を要することが判明いたしました。

当社は、かかる状況に鑑み、調査結果に対するステークホルダーの皆様からの信頼性を更に高めるため、2015年5月8日に日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準

抛した、第三者委員会による調査の枠組みに移行することを決定いたしました。第三者委員会に調査を委嘱した事項は、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理であり、現在調査を実施中であります。以上の4つの会計処理の概要、本件の経緯等について別紙2のとおり定時株主総会においてご報告する予定です。

なお、6月12日に公表いたしましたとおり、①の工事進行基準に係る会計処理については、特別調査委員会の調査では、特別調査委員会から調査の経過を第三者委員会へ報告した時点において、2009年度から2013年度までの累計の営業損益ベースで約マイナス512億円の要修正額が判明しています。しかしながら、②から④に係る会計処理が営業損益に与える影響額については、取引の全容の解明が非常に困難であること、適切な会計基準の適用方法の妥当性を当社で判断するのは非常に難しいこと等の理由から、現状当社では把握できておりません。また、当社が第三者委員会の調査と並行して実施いたしました自主チェックの結果、当社としては、第三者委員会に委嘱していない事項に係る過年度の要修正額として、2009年度から2013年度までの累計の営業損益ベースで約マイナス36億円を見込んでおります。

これらについて前述の金額は、6月12日に公表いたしましたとおり、最終的に大きく変更される可能性があることにつきご理解賜りたくお願い申し上げます。詳細は6月12日付「自主チェック結果、特別調査委員会の調査概要及び第三者委員会への委嘱事項との関係についてのお知らせ」をご参照願います。

以 上

(別紙1)

役員改選案

1. 取締役候補者

取締役会長	室町正志
取締役副会長	佐々木則夫
取締役	田中久雄
	下光秀二郎
	深串方彦
	小林清志
	真崎俊雄
	西田直人
	前田恵造
	牛尾文昭
	久保誠
	島岡聖也
	伊丹敬之
	島内憲
	斎藤聖美
	谷野作太郎

※伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏は、社外取締役の候補者。

(別紙2)

当社の会計処理の適切性に関する調査の経緯等について

当社は、かねてお知らせしておりますとおり、特別調査委員会を設置し、当社における一部インフラ関連の工事進行基準に係る会計処理の適切性を検証しておりました。この工事進行基準に係る会計処理につきましては、特別調査委員会の調査で判明した範囲内で、要修正額は、2009年度から2013年度までの累計の営業損益ベースで約マイナス512億円を見込んでおり、当該事実内容については、6月12日付で開示させていただきましたとおりです。

しかしながら、特別調査委員会による調査の過程において、工事進行基準案件以外にも会計処理の妥当性に懸念を抱かせる資料等が発見されたことから、当社において自主点検を行ったところ、社会インフラ事業と同様に規模の大きい半導体事業や、映像事業における会計処理について検証する必要性を認識しました。また、パソコン事業における会計処理についても、特別調査委員会による調査で判明したものではありませんが、検証する必要性を認識しました。

このため、当社は、以前から公表しておりますとおり、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会を設置し、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の4つの会計処理について、同委員会に事実認定及び原因究明を含む調査を委嘱しました。

この4つの会計処理のうち、①の工事進行基準に係る会計処理については、前述のとおり特別調査委員会で判明した範囲で要修正額を把握し、開示いたしましたが、これは特別調査委員会による調査の経過の第三者委員会への報告時点までの調査の概要であり、特別調査委員会として最終結論に至ったものではなく、また、特別調査委員会の調査の経過は第三者委員会に報告されており、現在、第三者委員会において更なる調査を行っております。一方で、②については、検証すべき取引の数量が膨大であり、かつ、取引は日本以外の国にも及ぶことから、当社としては取引の全容が把握できていないこと、③については、製造棚卸資産の評価の手法が非常に複雑であり、評価手法が正しく運用されているかの検証が非常に困難であること、④については、調査対象となる取引規模が大きく、取引は日本以外の国にも及ぶため全容の解明が非常に困難であること、②、③、④いずれについても適切な会計基準の適用方法の妥当性を当社で判断するのは非常に難しいことから、当社で金額を算定することは困難であります。

なお、第三者委員会に委嘱していない事項（①から④以外の事項）については、6月12日に公表しましたように、第三者委員会の調査と並行して当社独自で自主チェックを行い、その結果、年度を超えて影響が認められる12件の不適切な会計処理を認識し、当社として

は過年度の要修正額として、2009年度から2013年度までの累計の営業損益ベースで約マイナス36億円を見込んでおります。これらは新日本有限責任監査法人の会計監査が必要であり、最終的に確定した金額ではありません。また、この金額は、第三者委員会で調査中の事項に係る金額を含んでおりません。

当社は、このような極めて異例な事態を招き、株主及びステークホルダーの皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びするとともに、第三者委員会の調査に最大限協力し、今後も、本件につき真摯に対応してまいります。

会計処理の適切性に関する調査について、現時点で当社が認識できている事項については以下のとおりです。

1. 第三者委員会に委嘱した会計処理について

当社が、第三者委員会に調査を委嘱し、同委員会で検証しております4つの会計処理(①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリット、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理)に関し当社が認識している事項は以下のとおりです。

4つの会計処理の詳細については、現在第三者委員会で検証中であり、第三者委員会から調査報告書を受領次第、詳細をお知らせいたします。第三者委員会による調査報告書の提出は7月中旬を目途とする旨、第三者委員会からご連絡いただいております。

(1) 工事進行基準に係る会計処理 (参考：別紙3 6ページ～8ページ)

会計基準上、一般に、収益を認識するタイミングは、客先が検収した時点とすることが原則とされています。他方、工事契約、受注制作ソフトウェア等の契約については、進捗部分の割合に応じて収益を認識することとされております。これを工事進行基準といいます。

工事進行基準とは、請負工事等の工事契約のうち、工事の進行途中においても、その進捗部分について、工事収益及び工事原価を認識する点に特徴がある会計処理です。

工事進行基準においては、工事が完成する前に工事収益総額と工事原価総額を見積り、工事の進捗度に応じて、工事収益を計上することになるため、工事収益総額や工事原価総額を、信頼性をもって見積もることが必要になります。特に、工事原価総額については、工事契約に着手した後も様々な状況の変化により変動することがしばしば起こるため、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われる必要があるとされています。

また、このようにして合理的に見積もられた工事原価総額が工事収益総額を超過することがあります。このような場合には、超過が見込まれる額のうち、既に計上され

た損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しなければならないものとされています。

今回、工事進行基準案件においては、特別調査委員会の調査において、実現可能性の低いコスト削減策が織り込まれている、などの理由から、工事原価総額の見積りが不適切であった事案が判明しております。

そのため、これらの案件では、工事損失引当金が適時適切に計上されず、または、過大な利益が計上されているなどの不適切な会計処理が行われていたと考えられます。

以上が、工事進行基準に係る会計処理の概要ですが、別紙3の6ページから8ページに図表等を用いた説明資料がありますのでそちらもご参照ください。

(2) 映像事業における経費計上に係る会計処理（参考：別紙3 9ページ～10ページ）

映像事業における経費計上に関する会計処理においては、①引当金の計上時期が適切でなかった、②仕入の購入価格をベンダーと調整し、支払いの一部を翌期に繰越すことで原価の一部を翌期に計上していた、などの懸念があると考えています。

以上が、映像事業における経費計上に係る会計処理の概要ですが、別紙3の9ページから10ページに説明資料がありますのでそちらもご参照ください。

(3) ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理（参考：別紙3 11ページ～13ページ）

半導体の製造工程は、大きく、ウェハと呼ばれるシリコン基板上に集積回路を作りこむ「前工程」と呼ばれる工程と、前工程で作られた集積回路をパッケージングし、検査や試験を経て製品として完成するまでの「後工程」と呼ばれる工程に分かれます。

今回問題となっている会計処理は、このように2つの工程に分かれる半導体の製造過程において、標準原価の改訂に関する処理が適切になされていなかったことにより、期末における棚卸資産が過大に評価され、その結果利益が過大に計上されていた懸念があるのではないかとこのように思います。

まず、前提となる会計上の考え方について、簡単に説明いたします。

製品の製造には材料費、労務費及び設備の減価償却費等様々な費用が発生します。これを原価といいます。原価は本来、実際発生額に基づいて計上するのが原則ですが、大量の製品を製造する場合、全ての製品の実際の原価を適時に把握するのは困難です。そこで採用されるのが先ほど申し上げた標準原価です。

標準原価は、想定に基づく原価ですので、実際の操業度などによって、標準原価と原価の実際発生額との間に差額が生じます。この差額を「原価差異」と呼びます。

原価差異は、売上原価と期末における棚卸資産に、その標準原価額に応じて、割り当てられます。

他方、標準原価は、実態に即した価格である必要があるため、常にその適否を吟味し、重大な変化が生じた場合には、現状に即するように改訂する必要があるとされています。

今回調査の対象となっている半導体事業の会計処理は、標準原価を改訂して増額した際に、前工程の標準原価を工場の操業度等に合わせて改訂したにもかかわらず、後工程の完成品の標準原価は期初に設定したまま改訂をしていなかったというものです。

また、事業構造改革に伴い生産を完了し顧客対応のために保有していたディスクリート半導体及びシステム LSI の半製品及び製品の在庫について、適切に評価損を計上していたかについても懸念がございます。

以上が、半導体事業における在庫の評価に係る会計処理の概要ですが、別紙 3 の 11 ページから 13 ページに図表等を用いた説明資料がありますのでそちらもご参照ください。

(4) パソコン事業における部品取引等に係る会計処理 (参考:別紙 3 14 ページ～15 ページ)

当社は、パソコンの製造の多くを海外の外注先 (ODM) に委託しております。パソコンの製造に必要な液晶パネル、ハードディスク装置、メモリ等の部品については、当社グループで一括して部品を購入することによる価格競争力が期待できることから、当社グループで一括して購入して ODM に販売しておりました。他方、パソコンそのものについては、ODM において加工、製造が行われた完成品を当社グループで買い受ける、という取引を行っております。

部品取引において、当社グループが ODM に部品を売却する際の代金は、当社グループの仕入額よりも高い値段に設定しておりました。これは、ODM に当社グループの仕入値が明らかにならないようにすることで情報流出を防ぐために行われていたものです。こうした取引自体は、パソコンメーカーでは一般的に行われているものと理解しています。

当該取引において、契約上は、部品取引と完成品取引は独立しておりますが、部品の実勢価格の下落によって当社の設定した部品売却価格との差額が拡大したこと、また、ODM に売却した部品の相当部分が完成品に組み込まれて戻ってきている可能性があることから、部品を販売した際に計上した利益相当額に係る会計処理の適切性について懸念があります。

以上が、パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の概要ですが、別紙 3 の 14 ページから 15 ページに説明資料がありますのでそちらもご参照ください。

2. 再発防止策の検討状況について

当社は、第三者委員会に対し、調査対象となっている会計処理が適切性を欠くと判断した場合には、その発生原因の究明及び再発防止策の提言を行うことを委嘱しております。当社は、第三者委員会による提言を真摯に受け止め、直ちにこれを具体化した諸施策を策定のうえ、再発防止に努めていく所存です。

また、当社としても、二度とこのような事態を招くことがないよう、社外取締役の増員等によるガバナンス体制の徹底した強化等を検討しています。また、工事進行基準案件については、受注前のリスク評価を明確にすると同時に、工事原価総額の管理を、事業部門とともにスタッフ複数部門を加えた評価チームで行う等のプロセス見直しを含め、管理業務マニュアルの策定を検討しております。

3. これまでの経緯について

年月日	経緯の概要
2015年2月12日	証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。 (注1)
2015年3月下旬	開示検査における工事進行基準案件にかかる指摘に対応するための自己調査の過程において、当社の2013年度における一部インフラ関連の工事進行基準案件に係る会計処理について、調査を必要とする事項が判明しました。
2015年4月3日	当社は、それまでに判明した事態を重く受け止め、当社取締役会長である室町正志を委員長とし、調査の専門性及び客観性を担保するために、社外の弁護士及び公認会計士にも委員として参加いただいた特別調査委員会を設置し、自ら事実関係の調査を行うこととし、4月3日付で公表しました。その後、特別調査委員会で、工事進行基準案件に関する会計処理の適切性を検証しました。(注2)
2015年5月8日	特別調査委員会の調査を進める過程で、工事進行基準案件以外でも更なる調査が必要な事項が判明したため、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会による調査の枠組みへの移行を決定し、5月8日付で第三者委員会の設置について公表しました。
2015年5月15日	第三者委員会の委員を選任し、5月15日付で公表しました。
2015年5月22日	5月22日付で第三者委員会に委嘱する具体的な調査対象を決定し、同日公表しました。その後、第三者委員会が、当社が調査を委嘱した4つの会計処理について調査しています。

	また、第三者委員会の調査と並行して、当社及び当社連結子会社 584 社の合計 585 社を対象に、会計処理の適切性について当社自身による自主チェックを進めました。(注3)
2015年5月29日	5月29日に取締役会を開催し、第176期株主総会の開催の決定を行い、同日公表しました。 また、第三者委員会の調査報告が前提となる第176期有価証券報告書及び第177期第1四半期報告書については、法定の提出期限の延長申請を行い、同日付で関東財務局長から承認をいただき、同日公表しました。(注4)
2015年6月12日	特別調査委員会の調査概要及び自主チェックの結果について公表しました。
2015年6月15日	臨時株主総会招集のための基準日設定公告を行いました。(注5)

(注1) 当初、当局から開示検査を受けているとの公表を控えるよう要請されていたことや、その後の調査への支障等を考慮しこれまで公表を差し控えておりました。この度、関係各所のご了解を得て、開示することといたしました。

(注2) 詳細については、6月12日付「自主チェック結果、特別調査委員会の調査概要及び第三者委員会への委嘱事項との関係についてのお知らせ」(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150612_1.pdf)をご参照ください。

(注3) 詳細については、6月12日付「自主チェック結果、特別調査委員会の調査概要及び第三者委員会への委嘱事項との関係についてのお知らせ」(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150612_1.pdf)をご参照ください。

なお、この自主チェックの結果は、新日本有限責任監査法人の監査を受けて確定した金額ではありません。

(注4) 延長後の提出期限は、第176期有価証券報告書が2015年8月31日、第177期第1四半期報告書が2015年9月14日です。

(注5) 一部報道におきまして、6月末日の株主への配当を視野に入れている旨の報道がありましたが、そのような事実はなく、6月30日は配当基準日ではありません。現在、会計処理について第三者委員会で調査中のため、今後の配当の有無については未定です。ご了承のほどお願い申し上げます。

以上

この資料は、皆様のご理解に資する目的のみのために作成したものです。

そのため、一部事実関係を省略し、簡素化した枠組みにより模式化してご説明しておりますので、完全性、正確性は保証しておりません。

また、記載されている図表は実際の数値の規模感を示したものではありません。

これまでの経緯

- | | |
|--------------|--|
| 2月12日 | 報告命令受領 |
| 3月下旬 | 一部インフラ関連の工事進行基準案件に係る会計処理について調査を要する事項が判明 |
| 4月3日 | 特別調査委員会設置 |
| 5月8日 | 第三者委員会設置を決定 |
| 5月15日 | 第三者委員会委員を選任 |
| 5月29日 | 有価証券報告書の提出期限延長申請承認 |

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

(1) 自主チェックの結果

実施概要

- ・対象会社：当社及び当社連結子会社584社（合計585社）
- ・対象期間：2009年度～2015年5月末まで
- ・調査方法：会計基準や会社規程等に準拠していない事案又はその他不適切な会計上の取扱いの有無、認識の有無等について確認

調査結果

不適切な会計処理と
認められた案件数

12件

2009年度～2013年
度までの累積影響額

約 **36**億円

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

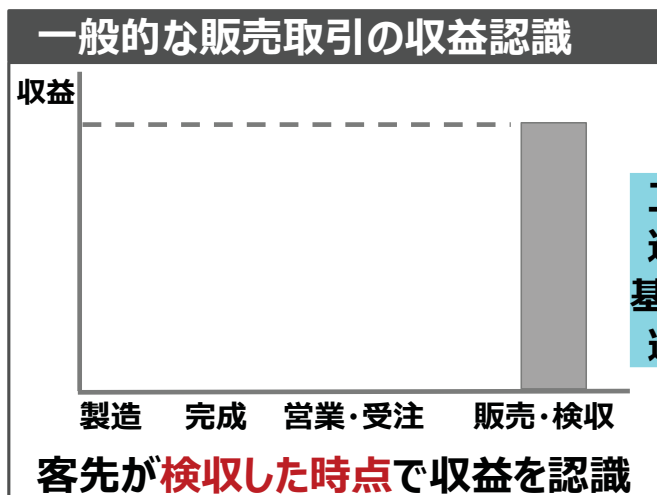
(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

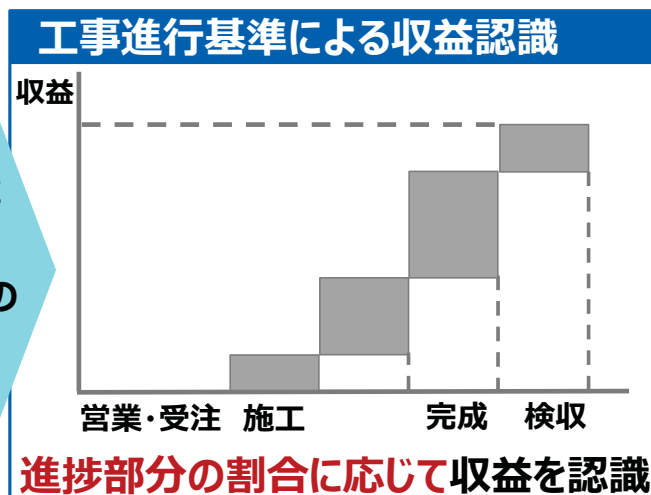
(2) 工事進行基準

① 工事進行基準とは

請負工事等の工事契約に関して、工事の進行途中においても、その進捗部分について、工事収益及び工事原価を認識する方法



工事
進行
基準の
適用



(2) 工事進行基準

② 工事進行基準の適用要件と問題点

適用要件

- ① 工事収益総額
- ② 工事原価総額
- ③ 工事進捗度 (実際発生原価/工事原価総額)

信頼性のある見積り
が必要

(※) 工事原価総額が工事収益総額を超過する場合、超過額に対して引当金を計上する

適切な見積もりでない場合

工事原価総額の過小計上

- 原因例
 - ✓ 実現可能性の低い (コストダウンが難しい) 目標値として工事原価総額を算定した
 - ✓ 追加工事等により工事原価総額に含めるべき原価の計上漏れがあった

損失の遅延認識等

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

(3) 映像事業における経費計上

映像事業の経理処理の適切性について調査を継続中

論点	詳細
引当金の計上時期	・販促費や広告宣伝費等の顧客からの請求遅延による経費の計上漏れ (※) → 費用の先送りになってしまっていた可能性
将来原価との付替え	・当期にベンダーと値引契約を締結し、同時に翌期以降の仕入価格を増加させる契約を締結 → 将来の利益の先取となっていた可能性

※ 調査の過程では、経理処理上は問題ないものと考えられる取引も存在

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

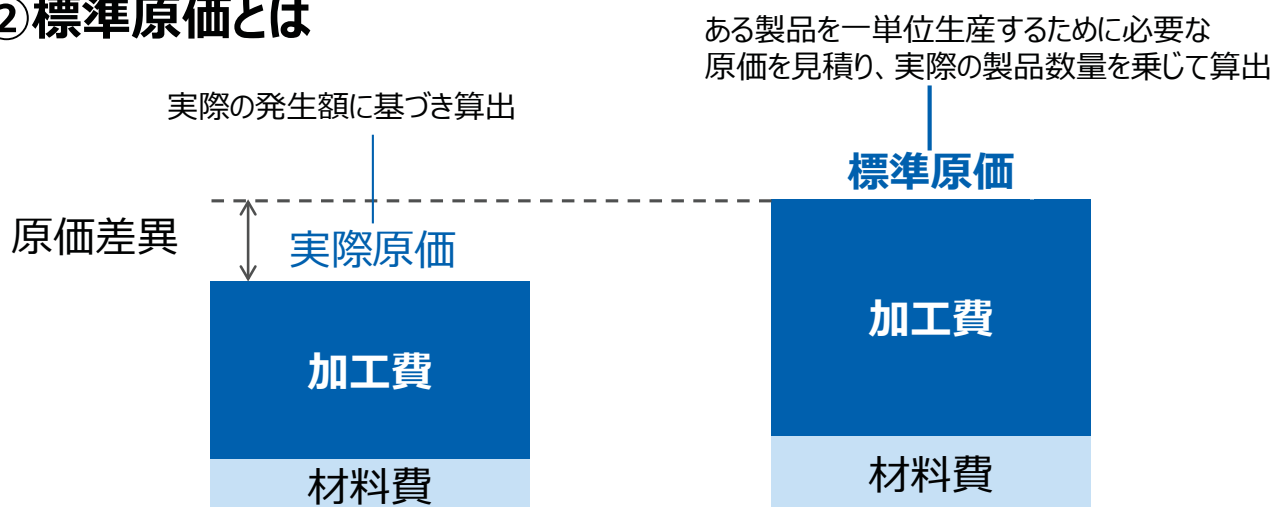
(4) 半導体事業における在庫の評価

① 半導体の前工程、後工程



(4) 半導体事業における在庫の評価

②標準原価とは



- 比較的多額の原価差異が生じた場合、売上原価と期末棚卸資産に配分
- 常にその適否を吟味し、重大な変化が生じた際には、現状に即するように改定

(1) 自主チェックの結果

(2) 工事進行基準

(3) 映像事業における経費計上

(4) 半導体事業における在庫の評価

(5) パソコン事業における部品取引

(5) パソコン事業における部品取引

- **部品は当社で一括して購入し、ODMに販売**
- **ODMに仕入値が明らかにならないよう、仕入額より高い値段で売却**
- **契約上部品取引と完成品取引は独立**
- **部品の実勢価格の下落によって、ODMへの部品売却価格との差額拡大**
- **部品の相当部分が完成品に組み込まれて戻ってきている可能性**